

ご存知ですか河川法

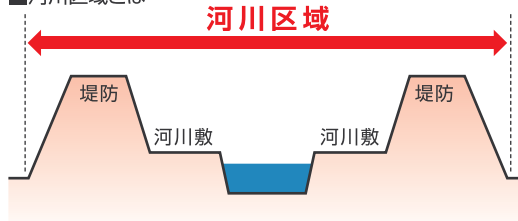
河川法

第24条

土地の占有に関するもの

河川区域内は原則一般の方が自由に利用できるものですが、排他的・独占的に利用(占有)する場合には河川法の許可が必要となります。

■河川区域とは



これが河川法第24条です。

許可が受けられる主なもの

土地占有は公共または公益性の高いものに利用されるのが原則です。

例えば

許可の対象となるのは、公園や運動場のように一般の利用に供されるためのものや、橋のような社会生活に必要なもの

運動場



公園



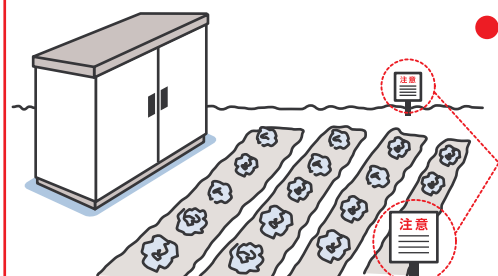
許可されないもの

基本的には個人が継続して独占し、利用するような行為については許可されません。

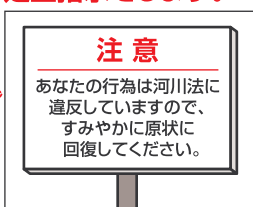
例えば

許可なく新たに畑をつくったり、小屋を設置した場合
(河川法第24条の違反行為となります。)

第24条に違反した場合は次の是正措置をとります。



●注意看板や文書により是正指示をします。



●行政代執行

自主撤去の是正指示に応じない場合、強制的に撤去することもあります。

河川区域の土地は勝手に独占的に利用できません。
洪水からまちを守るためのみんなの土地です。

■いつでもご相談ください!

国土交通省 東北地方整備局
仙台河川国道事務所

お問い合わせは担当出張所まで

阿武隈川
(担当区間/河口～角田市境)

岩沼出張所

〒989-2441 岩沼市館下一丁目2-9
TEL (0223) 22-2801

阿武隈川
(担当区間/
柴田町境～丸森橋、巨理町境～丸森橋)

角田出張所

〒981-1523 角田市梶賀字高畑北322番地3
TEL (0224) 63-2315

名取川
(担当区間/河口～名取川頭首工、
茨川合流点～唐松橋、広瀬川合流点～広瀬橋)

名取川出張所

〒982-0003 仙台市太白区郡山字源兵衛東63番
TEL (022) 248-2249